

令和6年（2024年）第2回 枚方市教育委員会

定例会議案書

（追加）

	案	件	名
	報告第54号	委員会の会議に付した事項の報告について （1）枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の指定候補者選定の答申について	
	報告第55号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（令和6年度一般会計予算（教育関係）について）の意思決定について	
	報告第56号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（令和5年度一般会計補正予算（第10号）（教育関係）について）の意思決定について	
	報告第57号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について	
	報告第58号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市学校事故等調査委員会条例の制定について）の意思決定について	
	報告第59号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について）の意思決定について	

○開催日時 令和6年（2024年）2月8日 午前10時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第54号

委員会の会議に付した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第1号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）2月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の指定候補者選定の答申について

2. 内容

令和5年（2023年）8月29日開催の教育委員会定例会で可決された枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会への諮問について、令和6年（2024年）1月24日付けで、答申を受けた。

3. 答申書

次ページのとおり

令和6年1月24日

枚方市教育委員会 様

枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館
指定管理者選定委員会 会長

明石成司

枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定候補者選定に係る答申書

本委員会に対して諮問のあった枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定候補者の選定について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、市においては、答申を十分に尊重し、下記指定候補者を指定管理者に指定するための手続を取られるよう要請します。

記

枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定候補者

団体名称等	株式会社図書館流通センター
	東京都文京区大塚三丁目1番1号
	代表取締役 谷一 文子

報告第55号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)2月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第19号 議会の議決事項（令和6年度一般会計予算（教育関係）について）の意思決定について

臨時代理第19号

議会の議決事項（令和6年度一般会計予算（教育関係）について）の
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）2月7日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
別紙1のとおり

報告第56号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)2月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第20号 議会の議決事項（令和5年度一般会計補正予算（第10号）（教育関係）について）の意思決定について

臨時代理第20号

議会の議決事項（令和5年度一般会計補正予算（第10号）（教育関係）について）の
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会
規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）2月7日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
別紙2のとおり

報告第57号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)2月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第21号 議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の
意思決定について

臨時代理第 21 号

議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年） 2 月 7 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市条例第 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

[前 略]

別表2の表に次のように加える。

枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査会	市立の中学校の全ての生徒に対する給食を実施するための調理施設の整備及び運営事業者の選定に関する調査審議	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
--------------------------	---	------	---	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第1条、第2条関係）					別表（第1条、第2条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
[表略]					[表略]				
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
枚方市支援 教育充実審 議会	[略]	[略]	[略]		枚方市支援 教育充実審 議会	[略]	[略]	[略]	
枚方市立中 学校全員給 食事業P F I 事業者選 定審査会	市立の中学校の全ての生徒に対する給食を実施するための調理施設の整備及び運営事業者の選定に関する調査審議	5人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知識を有する者	答申の日まで					

報告第58号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)2月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第22号 議会の議決事項（枚方市学校事故等調査委員会条例の制定について）の意思決定について

臨時代理第22号

議会の議決事項（枚方市学校事故等調査委員会条例の制定について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）2月7日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市学校事故等調査委員会条例

(設置)

第1条 枚方市立の小学校又は中学校で発生した重大な事故等に係る事実関係及び再発防止対策を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校事故等調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校事故等に係る事実関係及び再発防止対策について調査審議する。

2 前項の学校事故等は、次に掲げる事故等で枚方市立の小学校又は中学校に係るものとする。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項に規定する学校の管理下において発生した事故で教育委員会が重大であると認めるもの
- (2) 総合型放課後事業において発生した事故で教育委員会が重大であると認めるもの
- (3) その原因が学校生活と密接に関係すると教育委員会が認める児童又は生徒の自殺（自殺が疑われる死亡を含む。）で枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例（令和5年枚方市条例第19号）第2条の規定による調査審議の対象となった事態に該当しないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する事故等で教育委員会が特に認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(委員の報酬)

第6条 委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 委員会の会議への出席 日額22,000円
- (2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査等に係る資料の作成 時間額11,000円

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。ただし、副委員長については、委員長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあつては、教育委員会）が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(会議の非公開等)

第9条 委員会の会議は、非公開とする。

2 委員会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第10条 委員会は、2以上の学校事故等に関して諮問を受けた場合において、必要があると認めるときは、部会を置き、その決議をもって委員会の決議とすることができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 第7条第2項から第4項までの規定は部会長及び副部会長について、前2条の規定は部会の会議について準用する。

(関係者に対する協力要請)

第11条 委員会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第59号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)2月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第23号 議会の議決事項（枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について）の意思決定について

臨時代理第23号

議会の議決事項（枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）2月7日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市条例第 号

枚方市職員給与条例及び枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

略

別表第5を次のように改める。

別表第5（第5条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	178,300 円	194,300 円	296,900 円
	2	179,800	196,300	299,600
	3	181,300	198,400	302,600
	4	182,800	200,400	305,400
	5	184,500	202,100	307,700
	6	186,400	204,200	310,400
	7	188,200	206,200	313,200
	8	190,000	208,300	315,800
	9	191,700	210,300	318,300
	10	193,700	213,100	321,100
	11	195,700	215,600	323,900
	12	197,500	218,100	326,800
	13	199,200	220,900	329,700
	14	201,300	222,500	331,800
	15	203,300	223,800	334,100
	16	205,400	225,400	336,400
	17	207,400	227,000	338,600
	18	210,000	227,800	340,800
	19	212,300	228,600	343,100
	20	214,600	229,400	345,300
	21	217,000	230,400	347,500
	22	218,600	231,600	349,800
	23	220,000	233,700	352,200
	24	221,600	235,700	354,600
	25	222,900	237,200	357,000
	26	223,600	239,300	359,000
	27	224,300	241,300	361,000
	28	225,000	243,200	363,000
	29	225,800	244,200	364,900
	30	226,900	246,800	366,800
	31	228,700	249,600	368,600
	32	230,500	252,300	370,500
	33	231,800	255,000	372,500
	34	233,600	257,600	374,400
	35	235,400	260,000	376,200
	36	237,000	262,400	378,000
	37	237,700	264,000	379,900
	38	239,300	266,300	381,700
	39	240,900	268,900	383,400
	40	242,500	271,500	385,100
	41	244,100	274,000	386,800
	42	245,400	276,000	388,600
	43	246,600	278,000	390,400
	44	247,900	280,000	392,100
	45	248,500	282,100	393,700
	46	249,900	284,000	395,500
	47	251,400	286,100	397,300
	48	252,900	288,100	399,200
	49	254,100	289,800	400,900
	50	255,300	292,100	402,600
	51	256,400	294,400	404,300
	52	257,300	296,700	405,900
	53	258,000	298,400	407,300
	54	259,200	300,700	408,600
	55	260,300	303,000	409,800
	56	261,400	305,100	411,000
	57	262,200	306,800	412,600
	58	263,200	309,200	413,800
	59	264,100	311,600	415,100
	60	265,000	313,900	416,400
	61	265,900	315,800	417,400

62	267,000	318,000	418,800
63	268,000	320,400	420,100
64	269,000	322,600	421,500
65	269,700	324,500	422,500
66	270,900	326,800	423,600
67	272,100	329,100	424,800
68	273,300	331,300	426,000
69	274,400	333,400	426,800
70	275,500	335,600	428,000
71	276,700	337,700	429,200
72	277,900	339,800	430,400
73	278,600	341,900	431,300
74	279,800	344,100	431,900
75	281,000	346,300	432,500
76	282,200	348,500	433,100
77	283,400	350,400	433,800
78	284,500	352,200	434,400
79	285,500	354,000	435,000
80	286,500	355,900	435,600
81	287,500	357,700	436,000
82	288,600	359,500	436,500
83	289,700	361,100	437,000
84	290,800	362,900	437,500
85	291,600	364,400	437,800
86	292,600	366,100	438,100
87	293,600	367,700	438,400
88	294,600	369,400	438,700
89	295,400	371,100	439,100
90	296,300	372,500	439,400
91	297,200	373,800	439,700
92	298,100	375,200	440,000
93	298,500	376,800	440,200
94	299,300	378,100	440,500
95	300,100	379,400	440,800
96	300,900	380,700	441,100
97	301,800	381,800	441,400
98	302,600	382,600	441,700
99	303,400	383,500	442,000
100	304,200	384,400	442,300
101	305,000	385,500	442,600
102	305,500	386,500	442,800
103	306,000	387,500	443,000
104	306,400	388,500	443,200
105	306,600	389,400	443,400
106	306,800	390,400	443,600
107	307,100	391,300	443,800
108	307,300	392,300	444,000
109	307,500	393,100	444,200
110	307,800	394,100	444,400
111	308,000	395,100	444,600
112	308,300	396,100	444,800
113	308,500	396,700	445,000
114	308,800	397,600	
115	309,100	398,500	
116	309,400	399,400	
117	309,600	400,300	
118	309,900	401,100	
119	310,200	401,900	
120	310,400	402,700	
121	310,600	403,500	
122	310,800	404,300	
123	311,000	405,000	
124	311,200	405,800	
125	311,400	406,100	
126	311,600	406,500	
127	311,800	407,100	

128	312,000	407,400	
129	312,200	407,900	
130	312,400	408,300	
131	312,600	408,900	
132	312,800	409,300	
133	313,000	409,600	
134	313,200	410,000	
135	313,400	410,400	
136	313,600	410,800	
137	313,800	411,200	
138	314,000	411,600	
139	314,200	412,000	
140	314,400	412,400	
141	314,600	412,800	
142	314,800	413,100	
143	315,000	413,400	
144	315,200	413,700	
145	315,400	413,900	
146	315,600	414,200	
147	315,800	414,500	
148	316,000	414,800	
149	316,200	415,100	
150	316,400	415,300	
151	316,600	415,500	
152	316,800	415,700	
153	317,000	415,900	
154	317,200	416,100	
155	317,400	416,300	
156	317,600	416,500	
157	317,800	416,700	
158		416,900	
159		417,100	
160		417,300	
161		417,500	
定年前再任用 短時間勤務職 員	182,160	221,840	265,680

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定による当該職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その数に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。))をそれぞれ加算した額とする。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

教育職給料表

職務 の級 号給	1級
	給料月額
1	178,300 円
2	179,800
3	181,300
4	182,800
5	184,500
6	186,400
7	188,200
8	190,000
9	191,700
10	193,700
11	195,700
12	197,500
13	199,200
14	201,300
15	203,300
16	205,400
17	207,400
18	210,000
19	212,300
20	214,600
21	217,000
22	218,600
23	220,000
24	221,600
25	222,900
26	223,600
27	224,300
28	225,000
29	225,800
30	226,900
31	228,700
32	230,500
33	231,800
34	233,600
35	235,400
36	237,000
37	237,700
38	239,300
39	240,900
40	242,500
41	244,100
42	245,400
43	246,600
44	247,900
45	248,500
46	249,900
47	251,400
48	252,900
49	254,100
50	255,300
51	256,400
52	257,300
53	258,000
54	259,200
55	260,300
56	261,400
57	262,200
58	263,200
59	264,100
60	265,000
61	265,900

62	267,000
63	268,000
64	269,000
65	269,700
66	270,900
67	272,100
68	273,300
69	274,400
70	275,500
71	276,700
72	277,900
73	278,600
74	279,800
75	281,000
76	282,200
77	283,400
78	284,500
79	285,500
80	286,500
81	287,500
82	288,600
83	289,700
84	290,800
85	291,600
86	292,600
87	293,600
88	294,600
89	295,400
90	296,300
91	297,200
92	298,100
93	298,500
94	299,300
95	300,100
96	300,900
97	301,800
98	302,600
99	303,400
100	304,200
101	305,000
102	305,500
103	306,000
104	306,400
105	306,600
106	306,800
107	307,100
108	307,300
109	307,500
110	307,800
111	308,000
112	308,300
113	308,500
114	308,800
115	309,100
116	309,400
117	309,600
118	309,900
119	310,200
120	310,400
121	310,600
122	310,800
123	311,000
124	311,200
125	311,400
126	311,600
127	311,800

128	312,000
129	312,200
130	312,400
131	312,600
132	312,800
133	313,000
134	313,200
135	313,400
136	313,600
137	313,800
138	314,000
139	314,200
140	314,400
141	314,600
142	314,800
143	315,000
144	315,200
145	315,400
146	315,600
147	315,800
148	316,000
149	316,200
150	316,400
151	316,600
152	316,800
153	317,000
154	317,200
155	317,400
156	317,600
157	317,800

備考 この表は、教育職員に適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中枚方市職員給与条例別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）別表第5の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。